

(3) 商品・サービスの相談

平成 20 年 7 月～10 月の該当件数	
平成 19 年 7 月～10 月の該当件数	

数字には単位をお付け下さい
(例: (のべ) 〇〇件、〇〇人など)

相談の方法は？

方法	件数	早朝 (午前 0 時 ～6 時)	朝 (午前 9 時 まで)	昼 (午後 5 時ま で)	夜 (午後 5 時 以後)	深夜 (午後 9 時 以後)
来所しての面接						
訪問						
電話						
ファクシミリ						
郵便						
電子メール						
その他()						

障害の種別は？ (重複する場合は点線の右側にお書き下さい)

視覚障害		知的障害	
聴覚障害		精神障害	
言語等の障害		発達障害	
肢体不自由		高次脳機能障害	
内部障害		その他()	
		不明	

相談にあたり連携した機関は？

県の障害福祉課		地域包括支援センター	
それ以外の県の担当課		障害者福祉施設	
社会福祉事務所		医療機関	
市区町村の担当課		警察	
健康福祉センター		幼稚園・保育園・学校	
市区町村の保健センター		ハローワーク	
社会福祉協議会		法務局	
児童相談所		自立支援協議会	
教育センター		その他()	

相談の経過は？

(ア) 情報提供、助言等により終了したもの	
(イ) 電話が途中で打ち切れ相談ができなかったもの	
(ウ) 継続して相談に応じているもの	
そのうち、差別の可能性があり、相談者および相手方に事実確認を必要とするもの	

(4)労働者の雇用についての相談

平成 20 年7月～10月の該当件数	
平成 19 年7月～10月の該当件数	

数字には単位をお付け下さい
(例: (のべ) ○○件、○○人など)

相談の方法は？

方法	件数	早朝 (午前0時 ～6時)	朝 (午前9時 まで)	昼 (午後5時ま で)	夜 (午後5時 以後)	深夜 (午後9時 以後)
来所しての面接						
訪問						
電話						
ファクシミリ						
郵便						
電子メール						
その他()						

障害の種別は？(重複する場合は点線の右側にお書き下さい)

視覚障害			知的障害		
聴覚障害			精神障害		
言語等の障害			発達障害		
肢体不自由			高次脳機能障害		
内部障害			その他()		
			不明		

相談にあたり連携した機関は？

県の障害福祉課		地域包括支援センター	
それ以外の県の担当課		障害者福祉施設	
社会福祉事務所		医療機関	
市区町村の担当課		警察	
健康福祉センター		幼稚園・保育園・学校	
市区町村の保健センター		ハローワーク	
社会福祉協議会		法務局	
児童相談所		自立支援協議会	
教育センター		その他()	

相談の経過は？

(ア)情報提供、助言等により終結したもの	
(イ)電話が途中で打ち切れ相談ができなかったもの	
(ウ)継続して相談に応じているもの	
そのうち、差別の可能性があり、相談者および相手方に事実確認を必要とするもの	

(5) 教育についての相談

平成 20 年 7 月～10 月の該当件数	
平成 19 年 7 月～10 月の該当件数	

数字には単位をお付け下さい
(例: (のべ) 〇〇件、〇〇人など)

相談の方法は？

方法	件数	早朝 (午前 0 時 ～6 時)	朝 (午前 9 時 まで)	昼 (午後 5 時ま で)	夜 (午後 5 時 以後)	深夜 (午後 9 時 以後)
来所しての面接						
訪問						
電話						
ファクシミリ						
郵便						
電子メール						
その他()						

障害の種別は？(重複する場合は点線の右側にお書き下さい)

視覚障害		知的障害	
聴覚障害		精神障害	
言語等の障害		発達障害	
肢体不自由		高次脳機能障害	
内部障害		その他()	
		不明	

相談にあたり連携した機関は？

県の障害福祉課		地域包括支援センター	
それ以外の県の担当課		障害者福祉施設	
社会福祉事務所		医療機関	
市区町村の担当課		警察	
健康福祉センター		幼稚園・保育園・学校	
市区町村の保健センター		ハローワーク	
社会福祉協議会		法務局	
児童相談所		自立支援協議会	
教育センター		その他()	

相談の経過は？

(ア) 情報提供、助言等により終了したもの	
(イ) 電話が途中で打ち切られ相談ができなかったもの	
(ウ) 継続して相談に応じているもの	
そのうち、差別の可能性があり、相談者および相手方に事実確認を必要とするもの	

(6) 建物・交通機関についての相談

平成 20 年 7 月～10 月の該当件数	
平成 19 年 7 月～10 月の該当件数	

数字には単位をお付け下さい
(例: (のべ) 〇〇件、〇〇人など)

相談の方法は？

方法	件数	早朝 (午前 0 時 ～6 時)	朝 (午前 9 時 まで)	昼 (午後 5 時ま で)	夜 (午後 5 時 以後)	深夜 (午後 9 時 以後)
来所しての面接						
訪問						
電話						
ファクシミリ						
郵便						
電子メール						
その他()						

障害の種別は？(重複する場合は点線の右側にお書き下さい)

視覚障害			知的障害		
聴覚障害			精神障害		
言語等の障害			発達障害		
肢体不自由			高次脳機能障害		
内部障害			その他()		
			不明		

相談にあたり連携した機関は？

県の障害福祉課		地域包括支援センター	
それ以外の県の担当課		障害者福祉施設	
社会福祉事務所		医療機関	
市区町村の担当課		警察	
健康福祉センター		幼稚園・保育園・学校	
市区町村の保健センター		ハローワーク	
社会福祉協議会		法務局	
児童相談所		自立支援協議会	
教育センター		その他()	

相談の経過は？

(ア) 情報提供、助言等により終結したもの	
(イ) 電話が途中で打ち切れ相談ができなかったもの	
(ウ) 継続して相談に応じているもの	
そのうち、差別の可能性があり、相談者および相手方に事実確認を必要とするもの	

(7)不動産の取引についての相談

平成 20 年7月～10 月の該当件数	
平成 19 年7月～10 月の該当件数	

数字には単位をお付け下さい
(例: (のべ) 〇〇件、〇〇人など)

相談の方法は？

方法	件数	早朝 (午前0時 ～6時)	朝 (午前9時 まで)	昼 (午後5時ま で)	夜 (午後5時 以後)	深夜 (午後9時 以後)
来所しての面接						
訪問						
電話						
ファクシミリ						
郵便						
電子メール						
その他()						

障害の種別は？(重複する場合は点線の右側にお書き下さい)

視覚障害		知的障害	
聴覚障害		精神障害	
言語等の障害		発達障害	
肢体不自由		高次脳機能障害	
内部障害		その他()	
		不明	

相談にあたり連携した機関は？

県の障害福祉課		地域包括支援センター	
それ以外の県の担当課		障害者福祉施設	
社会福祉事務所		医療機関	
市区町村の担当課		警察	
健康福祉センター		幼稚園・保育園・学校	
市区町村の保健センター		ハローワーク	
社会福祉協議会		法務局	
児童相談所		自立支援協議会	
教育センター		その他()	

相談の経過は？

(ア) 情報提供、助言等により終結したもの	
(イ) 電話が途中で打ち切れ相談ができなかったもの	
(ウ) 継続して相談に応じているもの	
そのうち、差別の可能性があり、相談者および相手方に事実確認を必要とするもの	

(8)情報の提供についての相談

平成 20 年7月～10 月の該当件数	
平成 19 年7月～10 月の該当件数	

数字には単位をお付け下さい
(例: (のべ) 〇〇件、〇〇人など)

相談の方法は？

方法	件数	早朝 (午前0時 ～6時)	朝 (午前9時 まで)	昼 (午後5時ま で)	夜 (午後5時 以後)	深夜 (午後9時 以後)
来所しての面接						
訪問						
電話						
ファクシミリ						
郵便						
電子メール						
その他()						

障害の種別は？(重複する場合は点線の右側にお書き下さい)

視覚障害			知的障害		
聴覚障害			精神障害		
言語等の障害			発達障害		
肢体不自由			高次脳機能障害		
内部障害			その他()		
			不明		

相談にあたり連携した機関は？

県の障害福祉課		地域包括支援センター	
それ以外の県の担当課		障害者福祉施設	
社会福祉事務所		医療機関	
市区町村の担当課		警察	
健康福祉センター		幼稚園・保育園・学校	
市区町村の保健センター		ハローワーク	
社会福祉協議会		法務局	
児童相談所		自立支援協議会	
教育センター		その他()	

相談の経過は？

(ア)情報提供、助言等により終結したもの	
(イ)電話が途中で打ち切れ相談ができなかったもの	
(ウ)継続して相談に応じているもの	
そのうち、差別の可能性があり、相談者および相手方に事実確認を必要とするもの	

(9) 虐待についての相談

平成 20 年 7 月～10 月の該当件数	
平成 19 年 7 月～10 月の該当件数	

数字には単位をお付け下さい
(例: (のべ) 〇〇件、〇〇人など)

相談の方法は？

方法	件数	早朝 (午前 0 時 ～6 時)	朝 (午前 9 時 まで)	昼 (午後 5 時ま で)	夜 (午後 5 時 以後)	深夜 (午後 9 時 以後)
来所しての面接						
訪問						
電話						
ファクシミリ						
郵便						
電子メール						
その他()						

障害の種別は？(重複する場合は点線の右側にお書き下さい)

視覚障害		知的障害	
聴覚障害		精神障害	
言語等の障害		発達障害	
肢体不自由		高次脳機能障害	
内部障害		その他()	
		不明	

相談にあたり連携した機関は？

県の障害福祉課		地域包括支援センター	
それ以外の県の担当課		障害者福祉施設	
社会福祉事務所		医療機関	
市区町村の担当課		警察	
健康福祉センター		幼稚園・保育園・学校	
市区町村の保健センター		ハローワーク	
社会福祉協議会		法務局	
児童相談所		自立支援協議会	
教育センター		その他()	

相談の経過は？

(ア) 情報提供、助言等により終結したもの	
(イ) 電話が途中で打ち切れ相談ができなかったもの	
(ウ) 継続して相談に応じているもの	
そのうち、差別の可能性があり、相談者および相手方に事実確認を必要とするもの	

(10) その他()についての相談

平成 20 年 7 月～10 月の該当件数	
平成 19 年 7 月～10 月の該当件数	

数字には単位をお付け下さい
(例: (のべ) 〇〇件、〇〇人など)

相談の方法は？

方法	件数	早朝 (午前 0 時 ～6 時)	朝 (午前 9 時 まで)	昼 (午後 5 時ま で)	夜 (午後 5 時 以後)	深夜 (午後 9 時 以後)
来所しての面接						
訪問						
電話						
ファクシミリ						
郵便						
電子メール						
その他()						

障害の種別は？(重複する場合は点線の右側にお書き下さい)

視覚障害		知的障害	
聴覚障害		精神障害	
言語等の障害		発達障害	
肢体不自由		高次脳機能障害	
内部障害		その他()	
		不明	

相談にあたり連携した機関は？

県の障害福祉課		地域包括支援センター	
それ以外の県の担当課		障害者福祉施設	
社会福祉事務所		医療機関	
市区町村の担当課		警察	
健康福祉センター		幼稚園・保育園・学校	
市区町村の保健センター		ハローワーク	
社会福祉協議会		法務局	
児童相談所		自立支援協議会	
教育センター		その他()	

相談の経過は？

(ア) 情報提供、助言等により終結したもの	
(イ) 電話が途中で打ち切れ相談ができなかったもの	
(ウ) 継続して相談に応じているもの	
そのうち、差別の可能性があり、相談者および相手方に事実確認を必要とするもの	

問6. よりよい相談活動のためには、地域の機関が連携する(ネットワークをつくる)ことが効果的と言われています。皆様方が実施されている相談について、皆様方のご意見ご提案をお聞かせ下さい。

(エ) 相談を実施する中で連携の必要性をとくに感じる機関はどこでしょうか？ (例: 県、市町村、医療機関など)

(オ) 相談を実施する中で連携の妨げとなっていることは、どのようなことでしょうか？ (例: 法律、制度、地理 など)

(カ) 連携を進めるための具体的な取組みにはどのようなことが考えられるでしょうか？

ありがとうございました。ご回答は同封の返信用封筒に入れ平成 21 年 1 月 10 日までにお返し下さい。

資料 3

相談の受付状況について

千葉県障害福祉課 編：平成 19 年度「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」による相談活動実施状況報告書、より抜粋

1. 相談分野別件数

上段：平成 19 年 7 月 1 日から 20 年 3 月 31 日受付分

下段：平成 20 年 4 月 1 日から 10 月 31 日受付分

福祉サービス	67	建物・交通機関	37
	38		28
医療	29	不動産の取引	8
	10		7
商品・サービス	24	情報の提供等	14
	19		4
労働者の雇用	43	その他	60
	12		22
教育	13	総合計	295
	8		148

(注) 複数の分野にまたがる相談については、主な相談分野で計数した。

2. 障害種別ごとの取扱件数

上段：平成 19 年 7 月 1 日から 20 年 3 月 31 日受付分

下段：平成 20 年 4 月 1 日から 10 月 31 日受付分

視覚障害	36	知的障害	40
	18		30
聴覚障害	10	精神障害	88
	8		34
言語等障害	6	発達障害	20
	2		8
肢体不自由	68	高次脳機能障害	1
	37		2
内部障害	10	その他	16
	5		4
身体障害合計	130	総合計	295
	70		148

(注) 重複障害のある方については、主な障害種別で計数した。

3. 千葉県障害者数と相談件数の関係

障害種別	県障害者数 (人)	障害者数にお ける割合 (%)	相談件数 (件)	相談件数にお ける割合 (%)
視覚障害	11,173	4.6	36	12.2
聴覚障害	11,139	4.6	10	3.4
言語等障害	2,165	0.9	6	2.0
肢体不自由	87,642	36.1	68	23.1
内部障害	45,819	18.9	10	3.4
身体障害合計	157,938	65.0	130	44.1
知的障害	26,890	11.1	40	13.6
精神障害	58,181	23.9	88	29.8
発達障害	—		20	6.8
高次脳機能障害	—		1	0.3
その他			16	5.4
合計	243,009	100.0	295	100.0

(注1) 県障害者数は、身体障害及び知的障害については、手帳保持者数、精神障害については、在院患者数と通院医療費対象者数の合計。平成20年3月末時点の人数。(ただし、在院患者数は平成19年6月末の人数)

(注2) 発達障害者および高次脳機能障害者の人数については、手帳制度のような制度に基づく客観的な把握方法がないため空欄とした。

4. 障害保健福祉圏域別取扱件数

上段：平成19年7月1日から20年3月31日受付分

下段：平成20年4月1日から10月31日受付分

千葉	64	松戸	15	香取	10	夷隅	12
	22		6		4		10
船橋	44	柏	16	海匝	7	安房	7
	12		5		4		12
習志野	19	野田	21	山武	5	君津	14
	15		14		4		8
市川	15	印旛	18	長生	9	市原	18
	11		9		3		8
						不明	1
							1
						総合計	295
							148

(注) 事案の発生した場所で計数した。

5. 相談態様別活動状況

上段：平成19年7月1日から20年3月31日受付分

下段：平成20年4月1日から10月31日受付分

相談態様	件数(件)	活動回数(回)	平均対応日数(日)	平均活動回数(回)
(1)助言・調整	46	850	57日	18.5
	37			
(2)関係機関	35	423	66日	12.1
	16			
(3)情報提供	60	357	23日	6.0
	18			
(4)状況聴取	72	398	53日	5.3
	24			
終結件数 計	213	2,028	48日	9.5
	95			
継続中	82	1,236		
	53			
合計	295	3,264		
	148			

- (1) 双方の事情を確認し、対応方針を検討した上で、双方に対して何らかの調整を行ったもの
- (2) 相談者から事情を聴取した上で、関係機関に対して、以後の相談活動を引き継いだもの
- (3) 相談者に対して、相談内容に関する情報を提供したもの
- (4) 相談者からの相談の聴取、または、相談者や関係機関等からの状況の確認を行ったが、ケースの性格上、話し合いによる解決が困難なもの

※相談件数の計数方法について

相談件数は、相談のあった事案ごとに1ケースとして計数した。

(それぞれの事案ごとに、事情の確認や助言・調整など、複数の活動を行っている。)

障害者の権利擁護を目的とした制度に対する認知度の調査

分担研究者 佐藤彰一 法政大学大学院 法務研究科

研究協力者 高梨憲司 社会福祉法人愛光 視覚障害者総合支援センターちば

堀口寿広 国立精神・神経センター 精神保健研究所

研究要旨:障害者への理解を広げ障害者の権利擁護を実現するための活動を保障する法制度のあり方を検討することに資する目的で、千葉県内の各種機関を対象として実施した相談活動の実施状況についてのアンケート調査を通して、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」および条例に関連した相談員制度の認知度を検討した。つぎに、国内で制定または制定が検討されている、障害者の権利擁護を目的とした条例について資料を収集し検討した。条例について知っているという回答は48%であり、昨年度の数値(61%)より低かった。認知度の分布は、昨年度と同様に回答者の機関によって偏りを認めた。相談員制度については、回答者の半数が知らないと回答し、制度の存在を知っていると回答したのもでも、連絡の方法を知らないというものがあつた。関係機関の担当者を対象とした周知活動を進めることに加えて、一般住民の認知度を知ることが必要である。資料の研究からは、条例の制定を目指す取り組みでは、障害の定義や委員会方式による解決の模索というソフトルールが志向され条例案の内容が拡充していることが明らかになったが、条例として制定されるためには課題が少なくないことを確認した。

A. 研究目的

障害者の権利擁護を目的とした相談支援を実施するとき、活動の範囲を規定し活動の根拠となる法令の整備が不可欠である。しかし、法令は、特定の個人を対象として適用されるものではなく、他の法・制度との相互作用を通して他者の生活に関与するものである。「障害があることを理由とした差別」が関連する事例では、行政の判断や特定の制度が差別に当たると訴えられる場合もあるが、多くの場合、差別をしたとされる他者の存在がある。また、事例の解決に当たっては、差別をしたとされる個人に限らず、周囲の人の理解と協力が必要となってくる。

たとえば、千葉県が平成16年に募集した「障害者差別に当たるとされる事例」のうちで教

育に関する事例は3割と最も多かつた。教育の場における相談事例の解決には、相談者である児童生徒を中心としつつ、学校教職員、他の児童生徒、その保護者など、相談内容における周囲の関係者の役割を把握し、協力を得ていくことが必要となる。このとき、関係者が「どのようなことが差別となるか？」と認識を共有することは、個別事例の解決にとどまらず新たな事例の発生を未然に防ぐことにもつながる。

千葉県は、障害者の権利を擁護し障害者への理解を広げるための仕組みとして平成19年7月に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を施行した。条例では、専門の相談制度が規定され、相談員を新たに設けている。その円滑な運用のためには、地域住民の間に新たな制度が認知される必要がある。

昨年度の本研究では、各種機関の職員を対象として条例の認知度をたずね、勤務・所属する場によって認知度に差があることを明らかにした。そこで今年度は、条例の施行後1年を迎えたことから、条例の認知度の再調査に加えて条例に規定された相談員制度の認知度を調査し、認知度の変化を検討することを目的とした。もって、条例および相談員制度の認知を向上するための方策の検討に資することを目的とした。

また、千葉県での条例施行後、各地で条例制定に向けた取り組みが行われている。千葉県の条例の可決成立にいたる過程は文献で紹介されているが、国連の障害者権利条約が発効した現在、地方自治体による障害者の権利擁護に資する条例の制定に向けた取り組みがいかにあるべきか検討する目的で、千葉県条例施行前後の関連資料を収集した。

B. 研究方法

1. 対象

1.1. アンケート調査

千葉県内に所在する、地域住民を対象とした相談活動を実施していると推測される各種機関6,065箇所を対象に実施した「千葉県内における相談活動の実施状況についてのアンケート」の回答のうち、①条例の認知度、②広域専門指導員および地域相談員の認知度、③広域専門指導員および地域相談員への連絡方法の認知度についての回答を対象とした。

(なお、アンケート調査の他の結果については堀口研究代表者が報告した。)

1.2. 資料研究

本研究では、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の他に、つぎの条例および案について資料を収集した。

- ① 山梨県障害者幸住条例
- ② 宮城県：障害のある人への差別をなくす県の条例(案)
- ③ 鳥取県人権侵害救済推進及び手続に

関する条例

- ④ 障害のある人の権利を保障し差別をなくす愛知県条例(仮称)要綱案

2. 方法

2.1. アンケート調査

千葉県内の各種機関を対象として実施した大規模アンケート調査の設問は、相談の実施の有無など、回答する機関等の業務内容を尋ねるものであり、組織体としての回答を求めるものであった。一方、条例および関連した相談員制度に関する認知度の質問は、それ自体は組織体としての見解というよりも回答者一人の見解を求めるものと言える。そこで、同設問に対する回答を、千葉県内に在勤・在住する地域住民による回答と読み替えることで、抽出した回答について機関により傾向に差があるか検討した。また、昨年度の調査結果との比較を行った。

2.2. 資料研究

資料の収集に加えて、「障がい者への差別をなくすための岩手県条例」の制定について県議会に請願を行った(平成20年7月7日、本議会で採択)岩手県、ならびに④の条例案について愛知県の関係者に問い合わせを行った。

3. 倫理的配慮

本研究はアンケート調査で得られた数量的なデータを分析のために二次使用したものであり、アンケート調査および結果の解析の実施について国立精神・神経センター倫理委員会の承認を得た(承認番号20-6事2)。資料研究は条例案等の文献資料を使用したものである。したがって、本研究では個人情報扱っていない。

C. 研究結果

1. アンケート調査

条例を「知っている」613件(39.9%)、「聞いたことはある」556件(36.2%)、「よく知ってい

る」131件(同 8.5%)、「初めて名前を聞いた」236件(15.4%)であった。障害者福祉施設において「よく知っている」「知っている」ともに該当者の比率が高く、すべての回答を、回答者の所属する機関によって分類したところ、分布は一致していなかった($\chi^2(df=21)=304.30$, $p<0.0001$) (表 1)。

回答機関の所在地を16の圏域(障害保健福祉圏域)に分けて検討したところ、圏域によって回答の分布に差を認めなかった(表 2)。

機関の分類の仕方は異なるが、昨年度の回答の分布と比較すると、「その他」の機関をのぞいて「よく知っている」と「知っている」を合わせた回答の比率が減少していた(図 1)。

広域専門指導員については、「初めて名前を聞いた」815件(53.7%)、「聞いたことはある」300件(19.7%)であった。障害者福祉施設において「よく知っている」「知っている」ともに該当者の比率が高く、回答者の所属する機関によって分布は一致していなかった($\chi^2(df=28)=338.34$, $p<0.0001$) (表 2)。広域専門員へ連絡する方法については、広域専門指導員を「よく知っている」・「知っている」・「聞いたことはある」ものに回答を依頼したが、「知っている」247件(34.7%)、「知らない」239件(33.6%)であった。官公庁において「よく知っている」の該当者の比率が高く、回答者の所属する機関によって分布は一致していなかった($\chi^2(df=35)=132.73$, $p<0.0001$) (表 3)。

地域相談員については、「初めて名前を聞いた」768件(52.1%)、「聞いたことはある」332件(22.5%)であった。障害者福祉施設において「よく知っている」「知っている」ともに該当者の比率が高く、回答者の所属する機関によって分布は一致していなかった($\chi^2(df=28)=252.34$, $p<0.0001$) (表 4)。地域相談員へ連絡する方法については、地域相談員を「よく知っている」・「知っている」・「聞いたことはある」ものに回答を依頼したが、「知らない」267件(37.7%)、

「知っている」222件(31.4%)であった。障害者福祉施設の回答者のうち6割が「よく知っている」又は「知っている」と回答し、回答者の所属する機関によって分布は一致していなかった($\chi^2(df=63)=101.95$, $p=0.001$) (表 6)。

2. 資料研究

千葉県条例と各条例、および国連の「障害のある人の権利に関する条約」について、内容の特徴を表 7 にまとめた。

条例の制定の時間的な順序で見ると、①～③は千葉県条例の制定前であり、千葉県条例後にまとめられたものは④である。条例における障害の定義が拡充していること、「障害があることを理由とした差別」について、具体的な生活場面ごとに例示を行う手法がとられていること、解決に向けた取り組みとして障害者を交えた委員会を設置し、相談、助言や斡旋といったいわゆる「ソフトルール」が志向されていた。

D. 考察

本研究では、障害者への理解を広げ障害者の権利擁護を目的とした法制度のあり方を検討することに資する目的で、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」について、条例施行後1年の認知度に関するデータを検討した。また、国内他地域での同様の取り組みについて資料を収集し検討した。

1. アンケート調査について

千葉県内で地域住民を対象とした相談活動を実施している機関から得たアンケート調査の回答のうち、条例および関連した相談員制度の認知度に関する回答を、千葉県内に在勤・在住する支援専門職の個人の認知度に関する回答とみなして検討したところ、昨年度の調査に引き続き、回答者が所属する機関の種類によって、認知度に差のあることがわかった。

昨年度に比べて今年度の結果は、ほとんどの

機関において「よく知っている」「知っている」という回答者の比率が低下していた。今年度の調査は、昨年度の調査よりも対象機関を拡大している。ただし、回答において、昨年度の調査に回答したかたずねる項目を設けなかったため、認知度の全般的な低下が新たな調査対象機関における回答によるものなのか明確にはできない。

条例の認知度について、障害者福祉施設で高い認知度を示した一方で、保育教育機関すなわち保育所や学校では認知度が低かった。千葉県が募集した「障害者差別に当たると思われる事例」において、教育分野の事例が多かったことを考慮すると、相談支援の必要となる事例の発生率が高い可能性があり、同領域において関係者の認知度をさらに高める必要があると考える。障害者福祉施設での認知度の高さを当然の結果ととらえることなく、機関によらず均一な認知度を得る必要がある。

また、条例に関連した相談員制度として、広域専門指導員と地域相談員についてたずねたところ、どちらもおよそ2人に1人の割合で「初めて聞いた」という回答であった。地域相談員は、各種障害の相談員、人権擁護委員等、既存の相談員を含むものである(平成20年3月31日現在609人に委嘱)が、そのことを例示した上で質問した場合は、認知度はより高い値を示した可能性がある。

連絡の方法については、広域専門指導員を知っていると回答したものの3人に2人、地域相談員を知っていると回答したものの3人に1人が知らなかった。現在、広域専門指導員の連絡先は、県のホームページや条例のリーフレット等を通じて公開されている。障害者福祉施設に加えて、連絡の方法については官公庁での認知度が高かったが、それらの施設や機関の他の場においても、さらなる周知宣伝が必要であると考え。他方、地域相談員の連絡先の公開のあり方については、検討が重ねられている

ところである。

昨年度に引き続き、今年度の調査も、相談を実施している機関の担当者を対象とした認知度の調査となった。条例および相談員制度の利用を促進するためには、一般住民の認知度を測り向上のための対策を検討する必要がある。

2. 資料調査について

障害の定義について、世界保健機構(WHO)が2001年に策定した国際生活機能分類(international classification of functioning, disability and health: ICF)は、生活上の困難の度合いに基づいて障害を記述する「生活モデル」を採用している。しかし、わが国において、法律として障害を定義するときには、障害者基本法などの法律との関係を慎重に検討する必要がある。今回、障害者の権利擁護を目的とした条例に関して各地の取り組みを収集したところ、時代が進むにつれて障害の定義や解決のための仕組みの内容は充実し、ICFの定義および国連の障害者権利条約に近づいていることがわかった。条例案の策定に当たり、関係者が先行する他地域の取り組みを参考にして検討を重ねることで、さらに改善したものを案出している様子がうかがえた。

また、関係者からの聴き取りにより、障害者や関係者から「障害があることを理由とした差別」事例の収集を行い、実態の把握から始める千葉県の方法が他地域でも採用されていることがわかった。岩手県では「障がいを持つ人がイヤな思いをしたことアンケート」を実施し、実態の把握を行っていた。調査資料の提供を受けたところ、職場、医療機関、公共交通機関、その他公共施設等での事例が多く寄せられていることがわかった。

しかし、条例の制定に関する取り組みは、「時期尚早」などの理由により、検討中となっている地域が複数あった。千葉県条例の制定に至るまでの経緯は成書^リに詳しいが、各地でのタウ

ンミーティングの開催など、地域住民と共に考える場を重ねていった。条例が県民全体の生活に係ることからも、障害者や関係者のみで進行させることは容易ではないようである。障害者の権利擁護という課題が普遍的なテーマであることを確認し、条例の理念が文言の提示にとどまらず実効性をもった法令として活用されていくために、具体的事例の積み重ねから出発した地域の情報をさらに積み重ねる取り組み、条例の認知度の調査同様に地域住民をひろく対象とした取り組みが必要であると考えます。

E. 結論

障害者への理解を広げ障害者の権利擁護を実現するための活動を保証する法制度の認知は、施行後1年間では必ずしも十分な認知を得られていなかった。調査の結果認知度の低かった領域を中心に、認知度を高める取り組みが必要である。

国内各地の条例および条例案を収集し検討したところ、条文に盛り込まれる内容が拡充していることが明らかになった。条例として制定されるために、各地の取り組みを積み重ねた検討が必要である。

謝辞

本研究の実施にあたり、資料をご提供下さった皆様方に深謝申し上げます。

参考文献

- 1) 千葉県障害者条例情報発信プロジェクトチーム 編:障害者条例を必要としているあなたへ—たったひとつから全国のまちへ—。ぎょうせい, 東京, 2009.
- 2) 長瀬 修, 東 俊裕, 川島 聡 編:障害者の権利条約と日本—概要と展望—。生活書院, 東京, 2008.

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

1. 論文発表
なし
2. 学会発表
なし
3. その他
なし

H. 知的所有権の出願・登録状況(予定を含む)

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし

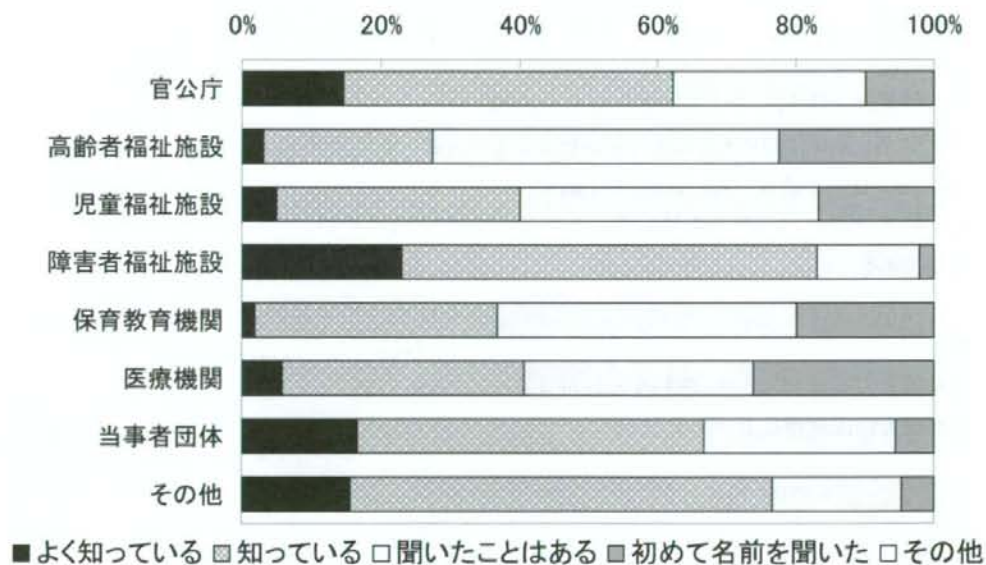
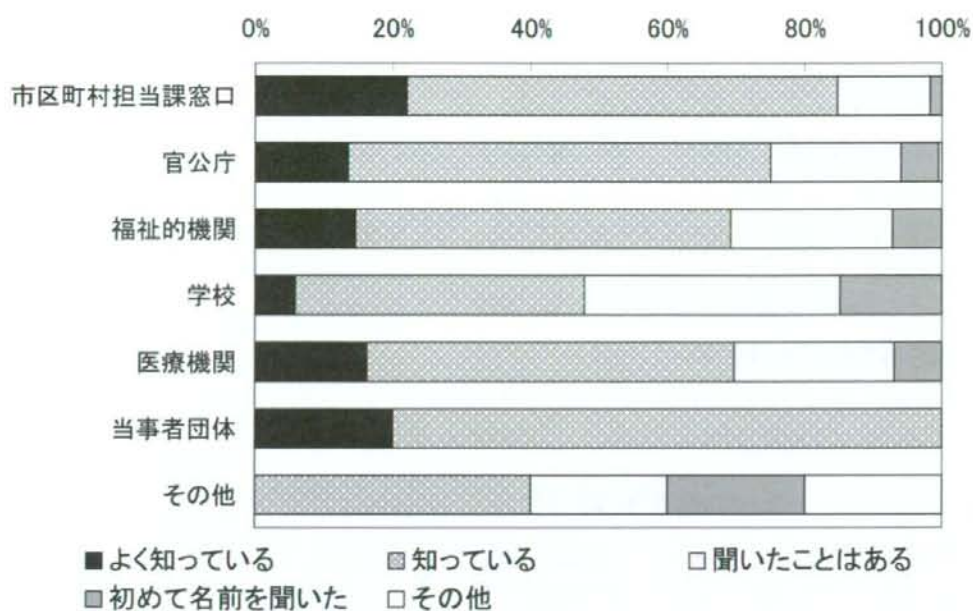


図1: 条例の認知度の分布 (上図:平成19年度調査, 下図:平成20年度調査)

表1:「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を知っているか? (機関別)

(単位:件)

	よく知って いる	知っている	聞いたこと はある	初めて名前を 聞いた	その他	合計
医療機関	4 (5.8%)	24 (34.8%)	23 (33.3%)	18 (26.1%)	0	69
官公庁	34 (14.6%)	111 (47.6%)	65 (27.9%)	23 (9.9%)	0	233
高齢者福祉 施設	10 (3.1%)	78 (24.3%)	161 (50.2%)	72 (22.4%)	0	321
児童福祉施 設	3 (5.0%)	21 (35.0%)	26 (43.3%)	10 (16.7%)	0	60
障害者福祉 施設	57 (23.0%)	149 (60.1%)	37 (14.9%)	5 (2.0%)	0	248
当事者団体	3 (16.7%)	9 (50.0%)	5 (27.8%)	1 (5.6%)	0	18
保育教育機 関	10 (1.9%)	182 (34.8%)	227 (43.4%)	104 (19.9%)	0	523
その他	10 (15.6%)	39 (60.9%)	12 (18.8%)	3 (4.7%)	0	64
合計	131 (8.5%)	613 (39.9%)	556 (36.2%)	236 (15.4%)	0	1,536

表2:「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を知っているか? (圏域別)

(単位:件)

	よく知って いる	知っている	聞いたこと はある	初めて名前を 聞いた	その他	合計
習志野	8 (9.0%)	29 (32.6%)	38 (42.7%)	14 (15.7%)	0	89
市川	12 (10.3%)	40 (34.2%)	36 (30.8%)	29 (24.8%)	0	117
松戸	9 (6.3%)	57 (40.1%)	54 (38.0%)	22 (15.5%)	0	142
野田	3 (6.8%)	16 (36.4%)	17 (38.6%)	8 (18.2%)	0	44
印旛	11 (6.7%)	73 (44.2%)	54 (32.7%)	27 (16.4%)	0	165
香取	8 (13.3%)	27 (45.0%)	21 (35.0%)	4 (6.7%)	0	60
海匝	0	35 (47.9%)	28 (38.4%)	10 (13.7%)	0	73
山武	6 (9.2%)	29 (44.6%)	24 (36.9%)	6 (9.2%)	0	65
長生	5 (8.8%)	20 (35.1%)	24 (42.1%)	8 (14.0%)	0	57
夷隅	7 (15.2%)	26 (56.5%)	8 (17.4%)	5 (10.9%)	0	46
安房	7 (8.0%)	39 (44.8%)	30 (34.5%)	11 (12.6%)	0	87
君津	11 (8.9%)	47 (38.2%)	43 (35.0%)	22 (17.9%)	0	123
市原	11 (17.2%)	24 (37.5%)	20 (31.3%)	9 (14.1%)	0	64
千葉	22 (10.2%)	85 (39.4%)	79 (36.6%)	30 (13.9%)	0	216
船橋	6 (5.6%)	36 (33.3%)	46 (42.6%)	20 (18.5%)	0	108
柏	5 (5.6%)	30 (33.7%)	39 (43.8%)	15 (16.9%)	0	89
全体	131 (8.5%)	613 (39.7%)	561 (36.3%)	240 (15.5%)	0	1,545